

医療DX推進体制整備加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備について以下のように対応します

- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です（令和7年9月30日までの経過措置）
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています。

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行います